

日本ポリアミン学会ロゴマーク使用規則

第1条 この規則は、日本ポリアミン学会ロゴマーク（以下、学会ロゴマーク）使用に関し、使用者が遵守すべき規則、その他必要な事項を定めるものである。

第2条 学会ロゴマークに関する一切の権利は、日本ポリアミン学会に帰属する。

第3条 学会ロゴマークは以下に掲げるものに使用できる。

1. 日本ポリアミン学会が行う活動における使用（刊行物、ホームページ、印刷物など）
2. 日本ポリアミン学会が共催、協賛、支援する研究・教育・講演活動における使用（印刷物、ポスター、発表資料、ウェブサイトなど）

第4条 学会ロゴマークの使用条件について以下のように定める。

1. 前条各号による学会ロゴマークの使用について、申請を不要とする。
2. 前条各号によらない学会ロゴマークの使用について、いかなる者も学会事務局に使用申請を行う（様式1）。
3. 使用申請に対しては、学会長が適切と認めた場合に使用を許可する。
4. 前項において使用が認められた場合で、ロゴマークの使用により問題等が発生した場合、当該使用がその責任を負うものとし、日本ポリアミン学会はその原因の如何を問わずこれを追わない。
5. 拡大縮小の変更以外はこのまま使う。

第5条 学会ロゴマークの使用に際して、以下のことを禁止する。

1. 営利目的での使用
2. 本会の利益を損ねる使用
3. デザインの改変、一部分のみの使用
4. ダウンロードしたロゴマークの第3者への譲渡

第6条 この規定を変更するときは、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規則は、2023年12月23日から施行する。